

雇用維持支援策に係る情報提供ガイドライン

公益社団法人日本農業法人協会

第1条 本ガイドライン制定の目的

本ガイドライン制定の目的は、出入国在留管理庁による「新型コロナウイルス感染症の影響により実習が継続困難となった技能実習生等に対する雇用維持支援」において、公益社団法人日本農業法人協会（以下、「法人協会」という。）による農業分野への就労を希望する外国人の個人情報提供の申請手続きについて、次の事項を定めることにあります。

- (1) 情報の提供範囲
- (2) 情報の利用目的
- (3) 情報提供の方法
- (4) 免責事項

第2条 情報の提供範囲

本支援策によって個人情報を提供できる範囲は、出入国在留管理庁の「個人情報の取扱いに関する同意書」に基づき、以下の通りとします。

- (1) 受入れ機関候補となる法人協会正会員

第3条 情報の利用目的

情報の利用目的は、新型コロナウイルス感染症の影響により実習が継続困難となった技能実習生、特定技能外国人等が、引き続き本邦での就労を希望する場合の再就職支援のためであって、情報提供を依頼する者が、農業分野での受入れを行う場合に限ります。

第4条 情報提供の方法

情報提供は以下の方法で行います。

- (1) 受入れを希望する者は、全国農業会議所のウェブサイトに掲載した、個人情報を含まない国籍・性別・地域等のみのデータを参照。
- (2) 情報提供依頼文書（別紙様式）により、提供を依頼する外国人の整理番号を指定のうえ申請する。なお、申請の際に情報の目的外利用及び第三者提供を行わない旨の誓約をすることとする。ただし、第三者提供の禁止は、監理又は支援を委託する第三者に提供する場合を除く。
- (3) 法人協会より前号で指定した外国人の個人情報を含むデータを送信する。
- (4) 提供を受けた者は、雇用調整後、提供を受けたデータに採用結果の情報を付記

して法人協会へ送信する。

第5条 免責事項

1. 法人協会は、本事業の趣旨に則り、情報提供のみ実施し、雇用調整には関与いたしません。
2. 本情報提供によって、いかなる不利益が生じた場合でも、当事者間での解決をお願いします。

2020年5月21日 作成